

## 土地区画整理事業施行地区内での建築等について（土地区画整理法第76条第1項）

つくば市では、以下の2地区の土地区画整理事業施行地区内で「建築物その他の工作物の新築・増改築」、「土地の形質の変更」等を行う場合、市長の許可が必要です。

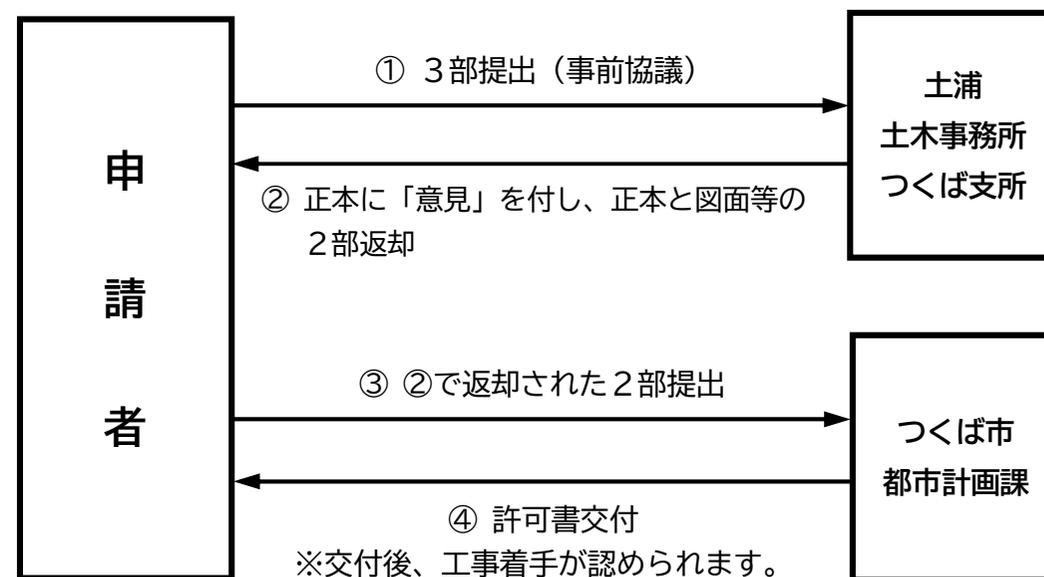
名称	施行者	事前協議先	住所	電話
上河原崎・中西特定土地区画整理事業	茨城県	土浦土木事務所つくば支所	つくば市島名2335（諏訪C13街区7） ウインズヒル2階	029-839-9764 （つくば地区 区画整理課）
島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業				

**提出書類 正本1部+副本1部+図面等**(申請書を除いた添付書類。許可書の添付書類になります。) 計3部

・申請書	つくば市ホームページよりダウンロード
・委任状	代理人を通じて申請する場合
・仮換地証明書または 保留地証明書	土浦土木事務所つくば支所で発行。 ※正本に <u>原本</u> を添付してください。
・現況重ね図	通常はつくば支所発行の底地証明書に 添付されています。
・付近見取り図	
・配置図	
・求積図	建築物及び工作物の場合
・各階平面図	建築物及び工作物の場合
・立面図	建築物及び工作物の場合
・縦・横断図	盛土等の場合
・その他必要な図書	借地の場合の土地使用承諾書など

※標準処理期間は、市への提出日の翌日から5開庁日です。(施行者との事前協議にかかる期間については、施行者にご確認ください。)

### 手続きフローチャート



【問い合わせ先】つくば市都市計画課事業調整係  
住所：つくば市研究学園一丁目1番地1  
電話：029-883-1111(内線：3360、3363)